

外来腫瘍化学療法診療料Ⅰに係る施設基準届出揭示事項

当院では、令和4年4月より外来腫瘍化学療法診療料Ⅰを算定しております。

これは、外来にて悪性腫瘍を主病とする患者に対して、患者の同意を得た上で、医師・看護師・薬剤師・その他の職種が共同して注射による外来化学療法の実施その他の必要な治療管理を行った場合に算定します。

安心・安全に治療を継続するために、以下の体制を整備しています。

当院では、

1. 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
2. 急変時等の緊急時に、当該患者が入院できる体制を確保しています。
3. 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を年1回以上開催しています。

当該委員会は、化学療法に携わる内科系医師及び外科系医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び事務員で構成されています。